○国土交通省告示第千二百二十四号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）を実施するため、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

1　自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、その使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたときその他当該事故の社会的影響が大きいと認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、その事故の概要を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速報するよう努めなければならない。

2　運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の規定による速報を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

附　則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○国土交通省告示第千二百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道中川郡本別町共栄五七番四から同道中川郡本別町共栄四一番三まで	前	最大 二八一	六三
	後	最大 二一二	五九〇
		最小 五五	

○国土交通省告示第千二百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
和歌山県有田郡有田川町大字天満字丸山町八五一番地から同県有田郡有田川町大字天満字山崎町一二九番地三まで	前	最大 一二〇	五四九
		最小 四〇	
	後	最大 一二〇	
		最小 四〇	

○国土交通省告示第千二百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
周南市大字戸田字戸田山南四一五三番二から同市大字戸田字戸田山南四一八〇番二まで	前	最大 三二	二四
		最小 二四	
	後	最大 三二	五〇
		最小 二四	

○国土交通省告示第千二百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大分県玖珠郡九重町大字野上字平家山四二三八番四七から同県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇八一番三まで	前	最大 三九	二〇五
		最小 二一	
	後	最大 三四	
		最小 二〇	

○国土交通省告示第千二百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　九州縦貫自動車道宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎県西諸県郡高原町大字広原字荒迫四九二七番二から同県西諸県郡高原町大字広原字荒迫四九二七番二まで	前	最大 七〇	七
		最小 六六	
	後	最大 七二	
		最小 七〇	

○国土交通省告示第千二百三十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	甲斐市龍地字二ツ塚二四三四番三から同市龍地字二ツ塚二七四四番一まで	平成二十一年十一月二十一日十一時